

「令和元年度海中道路周辺海域自然環境再生事業」

(全体構想等策定支援業務)

企画提案コンペ実施要領

1. 事業の概要等

(1) 委託業務名

「令和元年度海中道路周辺海域自然環境再生事業委託業務」(全体構想等策定支援業務)(以下「本委託業務」という。)

(2) 企画提案コンペの趣旨

うるま市は、北部には標高204mの石川岳がそびえ、山麓は東側に緩やかに傾斜して台地、低地、金武湾へと続く丘陵地から海までの多様な地形が域内に凝縮されており、このような地形を基盤とした多種多様な自然環境を有している。

その中でも、海中道路及びその周辺海域は、本島と、沖縄の原風景を残す島しょ地域とを結ぶ玄関口であり、県内有数のドライブコース・サイクリングコース、更にはカイトサーフィンやシーカヤック等の海洋レジャースポーツの拠点として認知され、年間をとおり市内外から訪れる観光客で大きな賑わいを見せており、本市における地域資源を活用した観光振興施策の「重点プロジェクト」の一つとして位置付けられている。

かつて、海中道路周辺海域は約1,272ヘクタールにもおよぶ沖縄島最大級の干潟を有し、干潮時に平安座島から本島へ徒歩で渡るスカーワタイ(潮溜まりなどの潟歩き)や、干潟環境を利用した独特な漁法が行われるなど、人々は自然環境と共に生きる生活を長年にわたり営んできた。

1972年、かねてより島民の悲願であった海中道路の建設(埋立)にともない、本島と島を結ぶ交通手段は、徒歩や渡船から自動車へと劇的に変化を遂げた。

その一方、潮流の大きな変化による漂着ごみの滞留や堆積した海藻の腐敗、生活雑排水の流入等により、特に海中道路入口東側海域(以下「対象区域」という。)における悪臭発生等の自然環境悪化がみられるようになり、本市の環境保全施策の大きな課題となっている。

本事業は、令和元年7月、沖縄県が、自然環境再生事業の取り組みを全県的に展開していくことを目的に創設した「沖縄県自然環境再生支援事業補助金」を活用し実施するものであり、市が主体となって、「沖縄県自然環境再生指針(平成27年3月)」に沿った対象区域を含む海中道路周辺海域の「自然環境の再生・維持・活用」及び自然環境再生後の利活用をとおした地域活性化を推進することを目的に実施するものであり、本年度においては全体構想の策定等に取り組むものである。

本事業の、より効率的かつ効果的な実施を図るためには、民間事業者が有する幅広い知識と高い専門性の活用が必要不可欠であるため、市では以下の要領により企画提案を募集するものである。

(3) 委託する業務内容

別添「令和元年度海中道路周辺海域自然環境再生事業業務委託仕様書(全体構想等策定支援業務)」(以下「委託仕様書」という。)のとおり。

(4) 業務委託の期間

契約締結の日から令和2年2月21日（金）まで

(5) 予算額

業務委託料として、19,731,190円以内(消費税含む)で企画すること。ただし、金額は企画段階の目安であって、提案採択後、調整することがある。

2. 参加資格

次の要件を全て満たす法人とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年法律第16号）第167条の4第1項の規定を準用し、一般競争入札参加資格を欠く者でないこと。

④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項

普通公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(2) 正副2名以上の担当者を配置し必要時に事務局と速やかに連携を行うなど、本業務を円滑に履行することができる運営体制が整備されている者。

(3) 本実施要領や委託仕様書等に記載された趣旨をすべて了解する者。

(4) 県内の自然環境や環境保全活動について十分に把握している必要があることから、沖縄県内に本店を設置する者。なお、応募は共同企業体でも可とするが、この場合の要件は、次のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

イ 代表する事業者は、沖縄県内に本店を設置していること。

ウ 共同企業体を構成する全ての事業者は、(1)から(3)及び(5)から(9)の要件を満たしており、沖縄県内に本店、支店又は営業所等を設置していること。

(5) 法人税、市県民税、消費税及び地方消費税を滞納しない者であること。

(6) うるま市の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。

(7) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(8) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう、以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に支配する法人又はこれに準ずるものとして、うるま市発注業務からの排除要請があり、当該状況が継続している者ではないこと。

3. 応募手続き等

(1) 企画提案書等の提出

- 提出期限：令和元年10月8日（火）17時00分（必着）
- 提出場所：うるま市役所市民部環境課（うるま市役所庁舎西棟地階）
- 提出部数：下記提出書類ア～クを1セットとし、10部提出すること。（1部は原本、残りはコピーで可。）なお、ケの添付書類は、各1部の提出とする。

- 提出書類等：

ア 企画提案申請書【様式1】

イ 企画提案書【様式2】

- ⊗ 必要に応じ別紙に追記し提出すること。
- ⊗ 企画提案にあたっては、沖縄県環境部環境再生課ホームページで公開されている「沖縄県自然環境再生指針」、「沖縄県自然環境再生指針資料編」、「自然環境再生指針（仮称）策定事業委託業務統合報告書」、「沖縄県自然環境再生モデル事業」を踏まえ、効率よく効果的な事業実施を図ること。
- ⊗ 企画提案書はA4版を基本とし、簡潔で分かりやすく記述すること。
- ⊗ 企画提案書の内容は、別添「委託仕様書」及び以下①から⑥の項目を参照して記述すること。
 - ① 本委託業務を実施するにあたっての基本方針、自然環境再生にかかるうるま市の現状及び課題等について記述すること。
 - ② 自然環境再生事業の展開に当たっての課題等の整理
 - ⊗ 課題等を整理するにあたっての県内外の自然環境再生事業、自然環境の再生に関する施策等の調査範囲、調査方法、調査項目等を具体的に提案すること。
 - ③ 本事業の全体構想の作成支援
 - (ア) 自然環境及び社会環境の状況調査並びに課題の整理
 - ⊗ 調査範囲、調査方法、調査項目等を具体的に提案すること。
 - (イ) 自然環境再生の取組方針の整理
 - ・ 想定されるとりまとめの方向性（整理すべき項目及びその概要等）を具体的に提案すること。
 - ④ 本事業の実施計画（骨子案）の作成支援
 - (ア) 実施計画段階調査
 - ⊗ 調査範囲、調査方法、調査項目等を具体的に提案すること。
 - (イ) 自然環境再生事業の内容の整理等
 - ⊗ 想定されるとりまとめの方向性（整理すべき項目及びその概要等）を具体的に提案すること。
 - (ウ) 便益分析の実施
 - ⊗ 本事業の効果を評価する手法を具体的に提案すること。

⑤ 協議会の設置・運営等

(ア) 協議を効果的かつ効率的に行うための方策を、具体的に提案すること。(検討委員の構成メンバー(案)、協議内容及び開催頻度等)

(イ) 本事業に対する地域の理解を深めるための具体的方策を提案すること。

⑥ 独自提案事項等(その他業務の実施にあたって独自の提案等があれば記載すること。)

ウ 会社概要表【様式3】(※共同企業体の場合は、全社分提出すること。)

エ 積算書【様式4】

※ 積算内訳を添付すること。

※ 積算の費目及び委託料の対象経費については、原則、以下の内容とする。

費目	対象経費	備考
① 直接人件費	人件費	<ul style="list-style-type: none"> 全体構想策定に必要な調査・分析 安全管理(周囲への作業周知等) 報告書作成(計画作成も含む)
② 直接経費	旅費 消耗品費用 食糧費 燃料費 印刷製本費 通信運搬費 使用料及び賃借料	○ 全体構想策定に係る経費 <ul style="list-style-type: none"> 船賃、航空賃、宿泊費(事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費。市の規程等に基づき積算) 消耗品、分析費 協議会お茶代 自動車を含む機械燃料代 印刷代 郵便料 自動車、会場、機器器具借料、高速通行料
③ 再委託費		<ul style="list-style-type: none"> 調査分析に係る経費
④ 諸経費		以下の計算式により算出する。 $(① + ②) \times 10\%$ 以内
⑤ 消費税		$(① + ② + ③ + ④) \times 8\%$
⑥ 委託料		$① + ② + ③ + ④ + ⑤$

※ 委託費に係る消費税額は、令和元年10月の税率改定後、消費税額を再計算の上、契約を行う。

オ 業務遂行体制【様式5】(※様式によりがたい際は、別様式の使用も可とする。)

① 業務遂行体制図

② 担当者の役割等

③ 担当者の経歴等

カ 業務スケジュール表【様式6】(※様式によりがたい際は、別様式の使用も可とする。)

キ 業務実績書【様式7】(※共同企業体の場合は、全社分提出すること)

ク 暴力団排除に関する誓約書【様式8】(※共同企業体の場合は、全社分提出すること)

ケ 添付書類(※共同企業体の場合は、①~④の書類を全社分提出すること)

- ① 定款の写し（法人のみ）〔※原本証明を行うこと〕
- ② 全部事項証明書又は登記簿謄本〔※原本を提出すること〕
- ③ 本店が所在する市町村の納税証明書（完納証明書）〔※原本を提出すること〕
- ④ 財務諸表の写し（直近1ヶ年の貸借対照表及び損益計算書）〔※原本証明を行うこと〕
- ⑤ 協定書の写し〔※原本証明を行うこと〕

(2) 事業に関する質問受付

- 質問期限 令和元年9月26日（木）17時00分まで
- 方 法 委託仕様書等に関して疑義がある場合には、質問書【様式9】に記入し、事業担当者あて電子メールにて行うこととする。なお、件名を「【質問】令和元年度海中道路周辺海域自然環境再生事業企画提案」とすること。
- 回答方法 うるま市市民部環境課ホームページにて回答を掲載
掲載予定日：令和元年9月30日（月）

(3) 市からの疑義照会

期限までに提出のあった企画提案書について、後日市から照会を行うことがある。

(4) 企画提案審査（1次審査）

- 提案者多数の場合には、市環境課内で1次審査を実施する。
- 1次審査通過者は最大5者までとし、その結果は令和元年10月11日（金）までに全応募者に対して文書で通知する。
- 1次審査通過者（1次審査を実施しない場合は、すべての提案者）に対し、企画提案審査会（2次審査）の詳細（期日、集合時間、場所、プレゼンテーション（以下「プレゼン」という。）時間等）について、市から電子メールで連絡するものとする。

(5) 企画提案（プレゼン）審査会（2次審査）

ア 日時（予定）：令和元年10月16日（水）

イ プレゼンに関する留意事項

- ① 現時点でのプレゼン時間は、発表20分、質疑応答10分を予定している。
- ② 指定された時間を10分以上超過しても審査会場へ来ない場合は、特段の事情がある場合を除き、辞退したものとみなす。
- ③ プレゼンに際しては、期限内に提出した企画提案書のみを用いるものとし、提出期限後の修正及び追加資料は一切受け付けない（ただし、企画提案書の内容についてプロジェクターを用いて説明することは可とする）。
- ④ プレゼンに使用するスクリーン・プロジェクター・HDMIケーブルについては、市で準備する。

(6) 審査基準

市環境課が設置する企画提案選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、各提案内容を審査し、優先順位を決定する。選定委員会は、審査にあたっては主に以下の事項等について評価する。

ア 提案内容が本事業の趣旨・目的に沿ったものであり、具体的かつ計画性のある内容となっているか。

イ 企画・運営・調整が適正に実施され、かつ予算や期限を遵守し、事業を確実に履行できる体制

を有しているか。

ウ 提案内容が、次年度以降の展開を見据えたものとなっているか。

エ 高い事業効果及びコストパフォーマンスに優れた事業展開が十分期待できる内容となっているか。

(7) 決定の通知

審査結果については、すべての提案者に対し、審査会開催日から1週間以内に市環境課から通知する。

(8) 委託契約

本委託業務に係る委託契約は、原則として第1位入選者となった者で行う。

ただし、市と第1位入選者との間で、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合、次順位以降の者を繰り上げて、その者と契約するものとする。

共同企業体の場合は、契約時に、各構成員間で締結した協定書を契約書に添付することとする。

なお、協定書の主な内容は、以下のとおりとする。

目的、名称、構成員の住所及び名称、共同企業体の代表者、代表者の権限、構成員の責任、取引金融機関、構成員の脱退等に関する措置、瑕疵担保責任、協議事項等

4. 留意事項

(1) 本企画提案コンペに係る提案書作成や企画調整及び移動等に要する経費については、すべて参加者の自己負担とする。

(2) 提出された各書類については返却しない。

なお、本委託業務に係る提案書類及び内容等については、市長、副市長、市環境課職員（本事業関係者のみ）及び審査委員以外に一切公開しないものとする。

(3) 委託企業選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。

(4) 審査過程において、記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があったと判断される場合は、選定後でも失格とする。

また、委託企業の決定後、速やかに契約に係る事務調整を行うが、具体的な業務調整を行う中で、企画プレゼン等の内容と実際の業務計画の詳細が著しく乖離しているものと市が判断した場合は、契約前に当該企業を失格とし、審査会において次点であった企業に業務委託先を変更する場合がある。

5. 委託企業決定後の業務遂行にあたって

(1) 採用された企画内容等については、実施段階において予算や諸事情を勘案し、市との協議により変更することがある。

(2) 本実施要領に記載されていない事項が発生した場合、あるいは記載事項に疑義が生じた場合は市と協議すること。

(3) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、うるま市契約規則第6条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

(4) 本事業は、次年度以降も以下のスケジュールにて事業実施を予定していることから、本委託業務の遂行等に当たっては、当該スケジュールを踏まえ行うこと。ただし、本事業は、県及び市の予算措置を前提としており、事業が継続されることを保証するものではない。

ア 令和2年度

令和元年度に実施する調査結果及び作成する全体構想及び実施計画を踏まえた事業を推進するため、次に掲げる業務を実施する。

- ① 自然環境再生事業協議会の運営
- ② 現地調査の実施
- ③ 再生手法及び工法の検討
- ④ 事業効果検証手法（再生目標及びモニタリング）の検討
- ⑤ 利活用計画の検討
- ⑥ 再生工事計画の立案
- ⑦ 再生工事の実施
- ⑧ 実施計画の検討・作成
- ⑨ 意識啓発イベントの実施
- ⑩ ①～⑨の業務結果を踏まえた課題の整理

イ 令和3年度

令和2年度までの状況を踏まえ、対象区域に係る自然環境の再生事業を実施するとともに、自然環境再生事業を展開するため、次に掲げる業務を実施する。

- ① 自然環境再生事業協議会の運営
- ② モニタリングの実施
- ③ 利活用計画の検討（ブラッシュアップ）
- ④ 意識啓発イベントの実施
- ⑤ 再生工事の実施
- ⑥ ①～⑤の業務結果を踏まえた課題の整理。特に、2年目に定めた再生目標とモニタリング結果を精査し、事業の達成度等について検証を行う。

6. 提出先及び問い合わせ先

- ・住所：〒904-2292 うるま市みどり町一丁目1番1号（西棟地階）
- ・部課名：うるま市役所市民部環境課
- ・担当者：目取真 康裕／田原 紀子
- ・電話：098-973-5594 FAX：098-973-6065
- ・E-Mail：yasuhiro-m@city.uruma.lg.jp
- ・時間：月曜～金曜（祝祭日を除く） 8:30～17:15